

# 宿泊約款

2026年4月1日 改定

## 第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先されるものとします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者氏名、電話番号
  - (2) 宿泊日、到着予定時刻、交通手段
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 当館は宿泊予定日前の任意の日に予約確認の電話をすることがあります。

## 第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。

## 第4条 申込金を要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約とすることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合、前項の特約として取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする方が特定感染症の患者等であるとき、または明らかな心身の不調が認められるとき。

- (4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊しようとする方が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (8) 他の宿泊客および宿泊施設職員に対し、暴力的行為、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求、または著しい迷惑を及ぼす言動が確認されたとき、またはその恐れのあるとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (10) 同一宿泊者による実際には宿泊する意思がない多数の宿泊申込みが確認されたとき。
- (11) 宿泊しようとする方が、過去に当館に対し同項(5)～(10)、または代金支払い遅延などのトラブルがあったとき。
- (12) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

## 第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡無く宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (2) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき、または明らかな心身の不調が認められるとき。
  - (3) 宿泊客が、当ホテル内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
  - (4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
  - (5) 宿泊客が当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館の平穏な秩序を乱したり、又は合理的な範囲を超える負担を求めていると当館職員が認めるとき。宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 宿泊客が宿泊契約の締結時に虚偽の申請をしたとき。
  - (7) 指定箇所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、客室内での使用を目的とした火気・調理器具等（例：カセットコンロ等）の持込み、他当館が定める火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
  - (8) 動物・鳥類等の生物、発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品・製品類、悪臭及び強い臭いを発する物、ごみ及び客室の衛生を妨げる物品等、館内の衛生・安全管理上、問題があると認め

られる物品等の持込みが確認されたとき。

(9) この約款又は当館の利用規則に違反したとき。

(10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし客室利用後に前項(1)(2)以外の事由により解除する場合、まだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も違約金として全額をお支払頂きます。

## 第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を定めない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いをクレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

3. 日本国内に住所を定めない外国人にあっては本人確認のため旅券のコピーを取らせていただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、申し込みを受けた宿泊プラン毎に定めた客室の使用時間を優先します。

3. 当館は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。なお時間外の客室使用は、早着の場合は午後0時(12:00)より、延長の場合は最大でも午後5時(17:00)までとします。

(1) 超過2時間までは、室料相当額の20%

(2) 超過4時間までは、室料相当額の40%

(3) 超過4時間以上は、室料相当額の100%

4. 前項の室料相当額は、旅館宿泊者は基本宿泊料の70%、湯治棟宿泊者は基本宿泊料の全額とします。

## 第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第11条 営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリ等でご案内いたします。

(1) 門限 午後10時(22:00)

(2) フロント 午前7時30分～午後9時(7:30～21:00)

(3) 飲食 夕食：午後6時～8時(18:00～20:00)、朝食：午前7時半～9時(7:30～9:00)

(4) 大浴場 原則24時間 ただし、1日1～2回の清掃時間を除く

(5) 小浴場 午前6時～午後12時(6:00～24:00) ただし、1日1～2回の清掃時間を除く

2. 前項、及びその他の付帯サービス施設(カフェ・売店等)の営業時間は季節・利用状況等により随時変更させていただきます。それらの営業時間は随時適当な方法をもってお知らせします。

## 第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 旅館棟宿泊者の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 湯治棟宿泊者の宿泊料金の支払いは、通貨により宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
4. 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当館は万一の火災等のトラブルに対処するため、火災保険と旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

## 第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、損害発生後に損害額が証明された場合に限り10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

## 第16条 宿泊客の手荷物又携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3ヵ月（飲食物は3日）間保管し、お申し出がない場合は処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 第17条 駐車の責任

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任までを負うものではありません。

## 第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。
3. 指定喫煙場所を除き当施設内は全て禁煙のため、客室内もしくは施設内指定箇所以外での喫煙（電子式・加熱式等類似のたばこ製品を含む）が確認できた場合、客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償を別表3のとおりいただきます。なお、強い臭いを発する食品・製品等の持込みにより客室のクリーニングや売り止めが発生した場合もこれに準じます。

## 第19条 個人情報の取り扱い

1. 宿泊契約に伴い宿泊客から開示いただきました個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理いたします。
2. 宿泊客の個人情報は、当館の情報をご案内する際に使用する場合があります。

## 別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊料金	基本宿泊料（室料+夕・朝食料）
追加料金	追加飲食（夕・朝食以外の飲食料）、及びその他の付帯施設利用料金
他税金等	基本宿泊料、および追加料金に関わる消費税（地方消費税含）、入湯税

※ 基本宿泊料は、当館がお客様に提示した料金によります。

※ 小学生については下記子供料金を適用します。なお子供料金適用者には入湯税はかかりません。  
また、未就学児（小学生未満）についてはご利用頂けません

### 【子供料金】

小学生：大人に準じる食事（品数減）と寝具 大人料金の70%

## 別表第2 違約金（第6条第2項関係）

解除日 人数	解除日						
	不泊	当日	前日	2~3 日前	4~5 日前	6~7 日前	15~30 日前
1~9名	100%	100%	50%	30%	20%	10%	—
10名以上	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%

※ 値(%)は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※ 契約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金をお支払い頂きます。

※ 宿泊当日18:00を過ぎても事前に何らの連絡も無くお見えにならない場合は、無連絡取消（キャンセル）とみなし、不泊と同じ100%の違約金をお支払頂きます。

**別表第3 客室クリーニング費用等（第18条第3項関係）**

客室内喫煙等によるクリーニング代	1室につき2万円（税込）
客室内喫煙等による客室売り止め費用	客室売止日数×2万円（税込）

※客室売止日数は10日を上限とし、当館の判断により実際に販売を差控えた日数とします。